

建築主、工事監理者、工事施工者の皆様へ

東京都建築基準法施行細則に基づく 「建築設備工事監理状況報告書」の 提出のお願い

※令和7年3月12日付 6都市企画第1377号により 平成20年5月16日付 20都市企画第129号が廃止されたことを受け 完了検査の際 一戸建ての住宅の場合 免除されていた「建築設備工事監理状況報告書」の提出が必要となりました

◆設備工事監理状況報告書 ※完了検査申請時提出してください	東京都建築基準法施行細則 (第15条の4関係)	H20年東京都告示445号	
	建築設備工事監理状況報告書	建築設備概要書	建築設備工事監理状況調書
①地階を除く三以上の階数を有する建築物で 延べ面積500平方メートルを超えるもの	第22号様式の5	別記第1号	別記第1号の2
②地階を除く三以上の階数を有する建築物で 延べ面積500平方メートルを超えるものを除く	第22号様式の6	別記第2号	別記第2号の2

※上記の各種様式は 東京都 又は 東京都防災・建築まちづくりセンターのホームページより ダウンロードしてご利用ください

※東京都「建築設備工事監理状況報告書」の考え方

- ・建築物の規模に関係なく 提出する必要があります
- ・建築物の規模により 提出する報告書の様式が異なります